

念 書

任意継続被保険者の保険料については、健康保険法第164条に基づき納付期日（毎月10日、初めて納付する保険料は出版健保の指定する日）までに納入いたします。

万一、保険料を納付期日までに納入しなかった場合、健康保険法第38条に基づき任意継続被保険者の資格を喪失することを了承します。

また、資格喪失後は保険証を使用せず、すみやかに返却することを約束いたします。資格喪失後に受診した場合、医療費については貴組合に一切ご迷惑をおかけしないことを約束いたします。

令和4年5月10日

出版健康保険組合 理事長 殿

任意継続被保険者番号 番

住 所 〒〇〇〇-×××× 松戸市小金原×-×-×

氏 名 健保 太郎